

進むがん治療薬開発の企業間提携 - 2 -

～第一三共とアストラゼネカのがん治療薬におけるグローバル提携～

2020年に入り、ヘルスケアセクターにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大により、新型コロナ治療薬やワクチンの開発に注目が集まるなか、依然としてがん治療分野は製薬企業にとって重点分野であることには変わりはないようです。

今回は、7月27日に発表されたがん治療薬の開発・販売に関する提携についてご紹介します。

がん治療薬に関するグローバルな提携

2020年7月27日に、日本の製薬大手「第一三共」と英国製薬大手「アストラゼネカ」は、主に肺がんや乳がんの治療薬として期待が高まる抗体薬物複合体(ADC)のDS-1062に関して、グローバルな開発および販売に関する提携を発表しました。今回の提携により実用化に向けた動きがさらに加速するとともに、両社の有するグローバルな販売網を通じて、より多くのがん患者に最新のがん治療薬が投与されることが期待されます。

また本提携では、第一三共はアストラゼネカより10億米ドル(約1,053億円*)の契約時一時金を受け取り、すべての開発、販売のマイルストーンを達成した場合は契約一時金を含め最大60億米ドル(約6,317億円*)を受け取る可能性があります。(*1米ドル105.28円で円換算)

DS-1062に関する売上収益は、日本、米国および第一三共が拠点を有する欧州などでは第一三共が受け取り、中国、オーストラリア、カナダ、ロシアなどではアストラゼネカが受け取ることとなります。

抗体薬物複合体(ADC)とは:

一般的な抗がん剤は、“細胞にダメージを与える薬”であるため、がん細胞のみならず正常な細胞にもダメージを与えてしまい、重篤な副作用が多いことが欠点でした。抗体薬物複合体は、抗がん剤と抗体(体内に侵入した病原体などの異物に結合し異物を排除するように働くタンパク質)を結合することで、がん細胞に標的を絞って攻撃し、正常な細胞への影響を軽減させる可能性のある薬剤です。

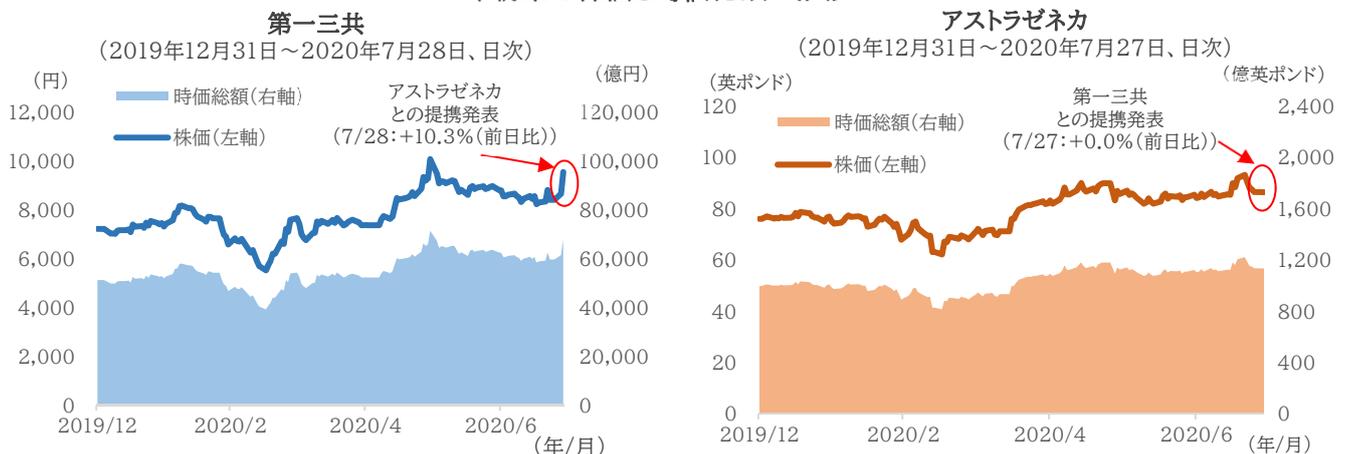
2019年3月に次ぐ2回目の提携発表

日米で2020年に販売を開始した乳がん向けのADC「エンハーツ」に関しても、両社は2019年3月29日にグローバルでの開発・販売に関する提携を結んでおり、両社の提携については、2019年以降2回目となります。

また、治験の初期段階にあるDS-1062の提携発表は市場参加者にとってサプライズとなり、第一三共の7月28日の株価は前日比+10.3%と急伸しました。

がん治療分野では、2019年以降M&A(企業の合併・買収)や提携が進んでおり、各社の持つ研究開発力や販売力を活用することで、がん治療分野の拡大に取り組んでいます。このような取り組みからも、がん治療分野は今後も成長市場の一つと考えられます。

<年初来の株価と時価総額の推移>



※ 上記記載の銘柄への投資を推奨するものではありません。また、当社ファンドへの組入等を示唆・保証するものではありません。
※ 上記は過去の情報および将来の見通しであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

出所: ブルームバーグ

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、**預貯金や保険と異なります**。また、**投資元本が保証されているものではなく**、基準価額の下落により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 **上限3.3%(税込)**
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 **上限0.5%**
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用(信託報酬) **上限 年率2.035%(税込)**
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みにあたっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

東京海上アセットマネジメント
YouTube公式チャンネル

ファンド・マーケット関連動画などを公開しています。

